

三菱農機等の農業用機械事業撤退に伴う島根県中小企業制度融資経済変動等資金（三菱マヒンドラ農機等対応枠）に係る信用保証料補給金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）に規定する経済変動等資金（三菱マヒンドラ農機等対応枠）を利用する松江市の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人が、島根県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）に支払った当該融資に係る信用保証料（以下「保証料」という。）の一部を補給することについて、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補給の対象等）

第2条 補給金の名称、補給の目的、補給対象者、補給対象経費、補給金の額、補給上限額及び終期は次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補給金の名称	経済変動資金（三菱マヒンドラ農機等対応枠）に係る信用保証料補給金
補給の目的	三菱マヒンドラ農機会社（島根県松江市東出雲町揖屋667-1）及びリョーノーファクトリー株式会社（島根県松江市東出雲町揖屋686-1）（以下「三菱農機等」という。）の農業用機械事業からの撤退により、影響を受ける市内中小企業の資金繰りを支援することを目的とする。
補給対象者	島根県中小企業制度融資を利用し、保証料を支払った者であって、松江市で事業を開始する計画を有するもの又は松江市に事業所若しくは住所を有するもの（市税を滞納していない者に限る。） 【一般保証枠】三菱マヒンドラ農機等と直接取引を行っている又は間接的な取引の連鎖の関係にある中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人にあつては、三菱マヒンドラ農機等との取引規模が月商の5%以上であり、かつ当該事業活動の制限を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高、販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれる者に限る。 【セーフティネット保証2号対応枠】三菱マヒンドラ農機等と直接取引を行っている中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人にあつては、三菱マヒンドラ農機等に対する取引依存度が20%以上であり、かつ当該事業活動の制限を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高、販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれる者に限る。

補給対象経費	令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに支払った保証料の全額 (分割払の場合は、初回分の支払金額のみ) とする。
補給金の額	10 分の 10 (1,000 円未満切捨て)
終期	令和 9 年 3 月 31 日

(補給金の交付申請)

第 3 条 補給金の交付の申請をしようとするときは、補助金等交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証協会が発行した信用保証料受入証明書
- (2) 松江市の市税に未納のない証明

2 補給金の交付の申請は、令和 9 年 3 月 31 日までに行わなければならない。

(補給金の返還)

第 4 条 補給金の交付を受けた者が、早期完済(他の資金への借換えの場合等を含む。)により、当初の補給対象経費に変更が生じた場合は、当該変更に係る部分に関し、既に交付された補給金を返還しなければならない。

(着手届及び完了届)

第 5 条 規則第 11 条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。